

未熟児養育医療・育成医療

# 申請窓口業務、県から町へ

平成25年4月1日から、未熟児養育医療と自立支援医療（育成医療）の申請窓口が変わりました。これまで県で行っていた認定事務、支給事務を町が行っています。詳しくは問い合わせください。

## ◇未熟児養育医療◇

体の発育が未熟なまま出生した乳児（出生時の体重が2,000g以下、または運動機能などが弱く、医師が入院治療の必要があると認めた低出生体重児で、原則1歳未満）が指定医療機関に入院して治療を行う場合に、その治療に必要な医療費の一部を支給する制度。

◎問い合わせ先 役場保健衛生課保健係  
☎ (86) 1146 [直通]

## ◇自立支援医療（育成医療）◇

18歳未満の現に障がいがある、または治療を行わないと将来一定の障がいを残すと認められる児童で、手術などの治療により症状が軽くなり、日常生活が容易にできるようになると認められる場合に、その治療に必要な医療費の一部を支給する制度。

### ○対象となる障がいの範囲

視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、肢体不自由、心臓・腎臓・呼吸器などの内臓機能障害など

### ○対象となる医療

身体障害を除去軽減する効果ができ、生活能力を得るために行われる手術など

◎問い合わせ先 役場町民福祉課社会福祉係  
☎ (86) 1157 [直通]

主な改正点は、法律の名称が「障害者総合支援法（旧障害者自立支援法）」に変更となったことと、利用対象が拡大され、パーキンソン病などの難病や関節リウマチなど130の疾患が新たな対象となりました。これまで、症状が変動することにより身体障害者手帳を取得できなかった人で、一定の障がいがある難病の人もサービスを受けることができるようになりました。

# 障害者総合支援法施行 障害福祉 サービスを拡大

平成25年4月1日から障がい児・者の範囲や障害福祉サービスなどが見直され、難病患者も障害福祉サービスなどを利用できるようになりました。

○利用できるサービス  
居宅介護（ホームヘルプ）、短期入所（ショートステイ）、就労移行支援、補装具、日常生活用具など

## ◎問い合わせ先

役場町民福祉課社会福祉係  
☎ (86) 1157 [直通]  
難病相談支援センター  
☎ 099 (218) 3132

